

標茶町特産品開発支援事業補助金

町内で生産する原材料を加工した商品、又は、町内で製造・加工する商品で、標茶町を想起できる商品、魅力を発信できる商品の開発事業者の取組みを支援します。

補助金額

- ・補助上限額 50万円
- ・補助率 2/3

※**年度内に事業を完了**させること

※補助金の交付は、同一事業者につき**年度内1回**のみ



補助対象経費

原材料、技術コンサルタント料、デザイン料、広告費、備品購入費、研修会参加費、展示会出展費等

※既存の特産品を改良する経費も対象となります。

※事業実施の結果、成果品が得られなかった場合においても、実施済分の対象経費を補助します。

【対象外となるもの】

- ①この補助金を利用した**同一の特産品**
- ②国・道・町・その他機関等から補助対象経費に対して他に補助金を受けているもの

補助対象者

- ①町税等の滞納がない者
- ②標茶町に居住し申請日において満18歳以上の者、又は、標茶町に本店所在地又は支店等の事務所を有する法人
- ③標茶町で事業を営む者
- ④その他町長が特別に認めた者



申請の流れ

- ①事業計画の認定申請
事業計画書、収支計画書、納税確認書、住民票の写し（個人）、履歴事項全部証明書（法人）、経費の見積書（請負契約書の写し）等を事業着手前に提出し、町の認定を受けてください。
- ②事業計画の認定・補助金交付決定
事業計画を審査し、認定・補助金の交付決定通知を行います。事業計画内容に変更がある場合や計画を中止する場合は「変更（中止）申請書」を提出し、認定を受ける必要があります。
- ③補助金概算払の申請
補助決定通知書記載の額を上限に概算払を受けることができます。希望する場合は、申請書を提出してください。
- ④事業完了報告の提出
事業完了報告書及び、補助対象経費の領収書の写し、写真（工事写真、購入備品等）等を提出してください。
- ⑤補助金精算
補助金確定通知に基づき補助金の精算を行います。

お問い合わせ先

標茶町役場 観光商工課商工労働係（2階⑩窓口）
電話 015-485-2111（内線251・253）

